

気候変動に対する取組に関する連携協定書

愛知県（以下「甲」という。）と株式会社名古屋グランパスエイト（以下「乙」という。）は、気候変動に対する取組に関する連携協定を、以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携して県民への普及啓発を始めとした気候変動に対する取組を実施することを通じて、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して実施する。

- （1）気候変動に関する県民向けの普及啓発に関すること
- （2）その他、気候変動に対する取組の推進に関すること

（取組事業）

第3条 前条の各事項に関する具体的な取組については、甲及び乙が個別の事業ごとに協議することとする。

（費用負担）

第4条 前条の事業実施に際して発生する費用については、甲及び乙が個別の事業ごとに協議することとする。

（秘密保持）

第5条 甲と乙は、第2条の連携事項を実施することで知り得た相手方の非公表情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。また、甲と乙は、第1条に規定する目的以外に相手方の非公表情報を使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報は、非公表情報に含まれない。

- （1）相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報

- （2）相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
- （3）相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
- （4）法令により開示を求められた情報

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、いずれからも解除の意思表示がないときは、1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第7条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更又は解除できる。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2026年1月26日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
知事

丸村秀章

乙 名古屋市東区泉1丁目23番22号
株式会社名古屋グランパスエイト
代表取締役社長

清水克洋